

風水害時における保育所の休所に関する実態調査

徳島大学大学院 学生会員 ○長谷川真之, 徳島大学 正会員 中野 晋

1. はじめに

保育所は就労支援施設であり、台風や豪雨による気象警報発表時にもほとんどの施設で園児の受入を行っている。一方、近年、頻発している豪雨災害では園児受入中の保育所が被災する事例もあり、風水害時の保育所の休所規定の必要性が保育現場から提起されている¹⁾²⁾³⁾。そこで、風水害時における保育所の休所実態を把握するため、東北から九州までの24都県の基礎自治体保育担当部署を対象にして、休所の規定の作成状況についてアンケート調査を行った。

2. 調査方法

気象災害時における保育所の休所の規定または基準の整備状況を把握するとともに、どのような条件により整備状況に差が生じるのかについてアンケート結果を分析した。

調査は令和元年12月10日から令和2年1月14日の期間に表1に示す24都県のうち人口総数が1万人以上の各自治体の保育を担当する計673部署に郵送方法で実施した。アンケート項目は、①基本情報(人口規模や管轄する施設数)、②気象災害による被災や対応経験(被災した施設の有無、開所時間前に休所・休園の指導をした経験の有無)、③気象災害を対象とした危機管理マニュアル等の整備状況(保育所向けの危機管理マニュアルの有無、休所・休園の規定または基準の有無)、④緊急時の連絡手段(自治体が推奨しているものの有無)、⑤職員対象の安全管理研修(研修の実施状況、防災に関わる研修の割合)である。

3. 調査結果

図1は気象災害時に保育所を休所させる規定または基準があるのかについて質問した結果を示す。この結果から規定または基準を設けている自治体は「①公立に対してのみ設けている」「②公立・私立問わず設けている」と回答した数の合計は61と全体の約16%程度と少ないことがわかった。また、その基準については「避難勧告」「避難指示」が発令された場合を含む基準が多く、その次に「特別警報」「避難準備情報・高齢者等避難開始」が発令された場合と続いている。園児の避難行動の能力や安全を考えると避難準備情報が発表された時点での判断が必要と考えられ、この結果から基準を見直すと同時に規定または基準の整備も進めていく必要があ

表1 アンケート調査の実施都県

東北地方	岩手県, 宮城県, 福島県
関東地方	茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 神奈川県, 東京都
東海地方	長野県, 静岡県
近畿地方	和歌山県, 三重県
中国地方	岡山県, 広島県, 山口県
四国地方	徳島県, 愛媛県, 高知県
九州地方	福岡県, 佐賀県, 熊本県, 大分県

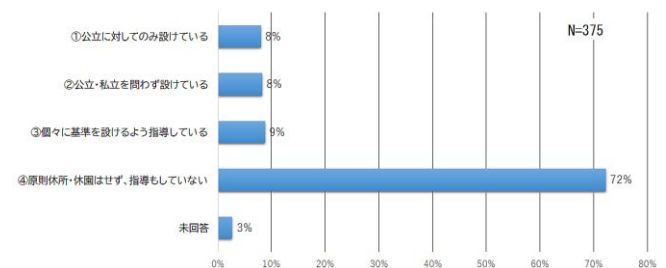


図1 休所既定の有無について

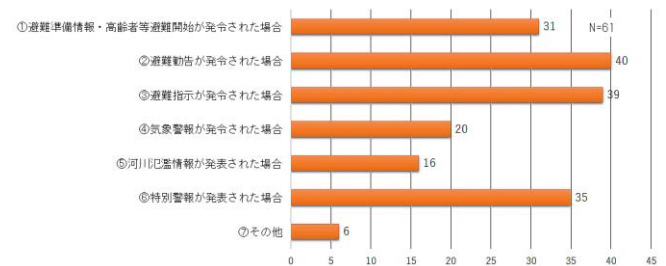


図2 休所規定の内容

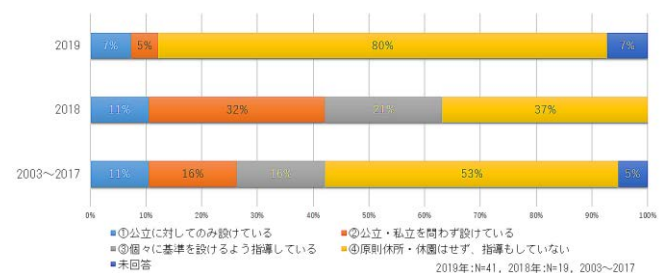


図3 規定の有無と被災時期の関係

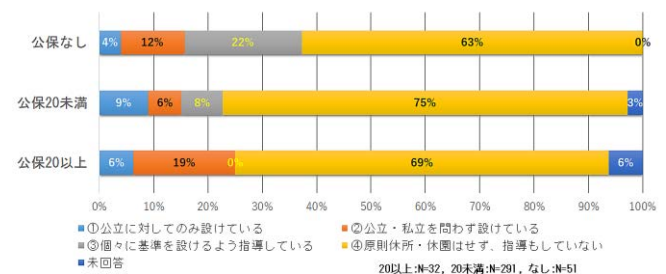


図4 既定の有無と公立保育所数の関係

ることが明らかとなった。

(1) 集計結果

被災した年別、管轄する施設の数別に保育所（園）を休所・休園の規定または基準の整備状況に差があるのかについて比較し分析した結果を次に示す。被災した年別の場合、2019 年、2018 年、2003～2017 年に被災した自治体の 3 つに分類した。管轄する施設の数別では公立保育所が 20 施設以上、20 施設未満、公立保育所なしの 3 つ、保育所・こども園合計数別では 50 施設以上、11～49 施設、10 施設以下の 3 つにそれぞれ分類した。

(2) 結果の分析と考察

被災した年別に分析した結果を図 3 に示す。2018 年に被災した地域が規定または基準の整備が最も進められている。また 2019 年に被災した地域が最も整備が進んでおらず、過去に被災した経験のある地域などでは被災経験が活かされているのではないかと考えられる。

管轄する施設の数別に分析した結果について示す。まず公立保育所の数別に分析した結果を図 4 に示す。「公立に対してのみ設けている」「公立・私立問わず設けている」と回答した割合の合計は 20 施設以上の場合が最も多く 27%であった。また、20 施設以上の場合では個々に基準を設けるよう指導していると回答した自治体はなかった。これは、管轄する施設が多いために個別での指導が困難であることなどが考えられる。次にこども園・保育所の合計数別に分析した結果を図 5 に示す。管轄する施設が多いほど「公立・私立を問わず設けている」と回答した割合が高い。これも公立保育所の数別に分析した結果と同様に施設が多く個別での指導が困難であるということに加え、私立の施設が多く自治体からの指導が難しいことなどが考えられるため、全ての施設を対象に基準を設け一括に管理していると考えられる。

このように、被災経験や管轄する施設の数により規定または基準の整備状況に差が生じることがわかった。

4. まとめ

保育所は就労支援施設であり、保育を必要とする人がいる限り気象警報発令時なども原則開園のため、保育所単独で休所の判断をすることは難しい。また、開所時間中に休所の処置をとった際にこどもの引き渡しの問題もあり、保護者のみならず職場など社会全体の理解が必要となる。そのため国が休所の規定または基準作成のためのガイドラインを示し、それを元に各自治体がそれぞれの地域の特性にあった休所の規定または基準を整備し、必要な場合は施設ごとに個別に指導を行い休所の判断を行っていくことが必要と思われる。国がガイドラインを示すことが社会全体に周知し理解を得るための活動のひとつとなり、社会が受け入れやすいよう、それぞれの地域の特性にあった規定または基準を整備していくことで保育所の安全管理への理解が深まり、災害対策等の整備が進められると思われる。

参考文献

- 1) 中野晋,鳥庭康代,武藤裕則,宇野宏司,金井順子：豪雨災害を対象とした保育所の事業継続のあり方,土木学会論文集 F6(安全問題),Vol70,No2,I_45-I_52, 2014.
- 2) 高橋真里,中野晋,金井純子,山城慎吾,藤澤一仁：2017 年九州北部豪雨における保育所の危機管理と保育継続の問題,土木学会論文集 F6(安全問題), Vol74, No2, I_85-I_92,2018.
- 3) 中野晋,金井純子,高橋真里：平成 30 年 7 月豪雨による肱川の氾濫と保育所での避難分析行動.河川技術論文集,第 25 巻,pp.67-72,2019 年 6 月.

謝辞：アンケート調査では、ご多忙にも関わらず、各自治体の保育担当部署の皆様にご協力頂きました。ここに記して深謝いたします。

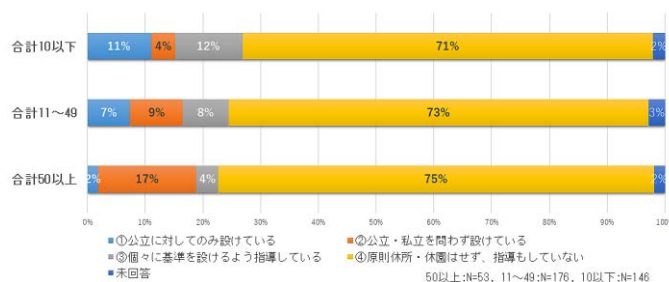


図 5 既定の有無と保育所・こども園数の関係